

○ 遠野市わらすっこ基金条例

(設置)

**第1条** 市民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つ環境の充実を図ることを目的に、遠野市わらすっこ基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第5条** 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第6条** 基金は、次の各号のいずれかに該当する事業の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(1) 子育て支援に関する事業

(2) 子どもの活動支援に関する事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する事業

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成21年4月1日から施行する。